

【週刊タバコの正体】

Vol.45 第1話～第2話

2020年01月 和歌山工業高校 奥田恭久

■Vol. 45

(No. 615) 第1話 寿命を縮める

ー4月から第二種施設の「原則屋内禁煙」が施行...

令和2年(2020年)を迎えました。今年はいよいよ東京オリンピックが開催されます。どんな感動が待っているのか楽しみです。皆さんにとっては、その前に1年の締めくくりとなる3学期が始まりました。卒業、進級に向けて各自しっかり学業に取り組んで下さい。

さて、上図は何を示していると思いますか。図中の下のグラフは喫煙者、上のグラフは非喫煙者の生存率を表しています。例えば横軸の年齢が70歳の所に注目してください。縦方向の点線をなぞって行くと下のグラフとの交点に“58”、上のグラフとの交点に“81”と書かれていますよね。タバコを吸っている人は70歳で生存している人は58%、対してタバコを吸っていない人は81%いる、ということなのです。つまり、タバコを吸っていると「生存率が23%も低くなる」と言っているわけです。

また、今度は縦軸の生存率が60%のラインを横方向に見ていくと、喫煙者のグラフは70歳、非喫煙者のグラフは80歳で交差しています。と言うことはタバコを吸っていると「寿命が10年も短くなる」と言うわけです。

このデータはイギリスの男性医師3万4千人を対象に50年間調査した結果だそうです。いかがですか、こんな事実を知った上であえてタバコを吸い始める人はいないと思いますが、あらためて「タバコは喫煙者自身の寿命を縮めている」のだと、しっかり心に留めておいて欲しいと思います。

(No. 616) 第2話 禁煙のルール

ーマナーからルールへ。でも、罰則付きのルールでもあること...

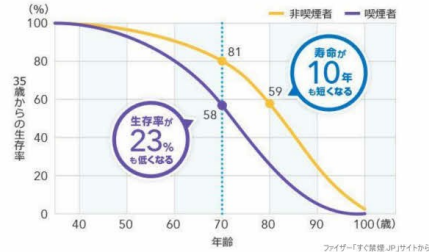
皆さん、「健康増進法」という法律を知っているでしょうか。名前のとおり国民の健康の増進を図るための法律です。平成の時代にできた新しい法律なのであまり目にすることがないかも知れませんが、今年の4月からその内容が改正され、下記に示すように受動喫煙防止対策が強化されます。

ここに示したのは改正の全部ではありませんが、ほとんどの建物が「屋内原則禁煙」となり、違反すれば罰金が科せられるようになるのが大きな改正点です。今までは「タバコは他人に迷惑がからないようにマナーも守って吸いましょう。」だったのが、これからは「禁煙のルールを守らなければ罰金です。」という厳しい時代になるわけです。

そんな時代になってきているのに、いつまでもタバコに依存しているのは得策ではありませんよね。

Serial number 615 第1話 週刊 タバコの正体

令和2年(2020年)を迎えました。今年はいよいよ東京オリンピックが開催されます。どんな感動が待っているのか楽しみです。皆さんにとっては、その前に1年の締めくくりとなる3学期が始まりました。卒業、進級に向けて各自しっかり学業に取り組んで下さい。



さて、上図は何を示していると思いますか。図中の下のグラフは喫煙者、上のグラフは非喫煙者の生存率を表しています。例えば横軸の年齢が70歳の所に注目してください。縦方向の点線をなぞって行くと下のグラフとの交点に“58”、上のグラフとの交点に“81”と書かれていますよね。タバコを吸っている人は70歳で生存している人は58%、対してタバコを吸っていない人は81%いる、ということなのです。つまり、タバコを吸っていると「生存率が23%も低くなる」と言っているわけです。

また、今度は縦軸の生存率が60%のラインを横方向に見ていくと、喫煙者のグラフは70歳、非喫煙者のグラフは80歳で交差しています。と言うことはタバコを吸っていると「寿命が10年も短くなる」と言うわけです。

このデータはイギリスの男性医師3万4千人を対象に50年間調査した結果だそうです。いかがですか、こんな事実を知った上であえてタバコを吸い始める人はいないと思いますが、あらためて「タバコは喫煙者自身の寿命を縮めている」のだと、しっかり心に留めておいて欲しいと思います。

産業デザイン科 奥田 恭久
Zero Tobacco Project In WAKO Since 2005

Serial number 616 第2話 週刊 タバコの正体

皆さん、「健康増進法」という法律を知っているでしょうか。名前のとおり国民の健康の増進を図るための法律です。平成の時代にできた新しい法律なのであまり目にすることがないかも知れませんが、今年の4月からその内容が改正され、下記に示すように受動喫煙防止対策が強化されます。

マナーからルールへ 改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

<p>屋内原則禁煙</p>	<p>改正により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、屋内原則禁煙となります。全面施行となる2020年4月以降にこのことに違反すると、罰則の対象となることもあります。</p>	
<p>20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備)へは立ち入り禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。方角、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は指導・助言の対象となります。</p>	<p>* 所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。</p>	
<p>違反した施設管理者には 最大50万円</p>	<p>各種喫煙室が基準に適合しない場合は 罰則に最大50万円</p>	<p>禁煙に違反して喫煙した人は 最大30万円の過料</p>

ここに示したのは改正の全部ではありませんが、ほとんどの建物が「屋内原則禁煙」となり、違反すれば罰金が科せられるようになるのが大きな改正点です。今までは「タバコは他人に迷惑がからないようにマナーも守って吸いましょう。」だったのが、これからは「禁煙のルールを守らなければ罰金です。」という厳しい時代になるわけです。

そんな時代になってきているのに、いつまでもタバコに依存しているのは得策ではありませんよね。

産業デザイン科 奥田 恭久
Zero Tobacco Project In WAKO Since 2005

毎週火曜日発行



URL: http://www.jascs.jp/truth_of_tabacco/truth_of_tabacco_index.html

※週刊タバコの正体は日本禁煙学会のHPでご覧下さい。
※一話ごとにpdfファイルで閲覧・ダウンロードが可能です。
※HPへのアクセスには右のQRコードが利用できます。

